

## ペルビチンと独日関係：第二次世界大戦期を中心に

熊野，直樹  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/6757903>

---

出版情報：法政研究. 89 (3), pp.39-70, 2022-12-21. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# ペルビチンと独日関係

## ——第二次世界大戦期を中心に——

熊野直樹

はじめに

- 1 麻黄・エフェドリン・メタンフェタミン（ペルビチン／ヒロポン）
  - 2 ペルビチンとナチス・ドイツの麻薬政策
    - (1) ペルビチンと電撃戦
    - (2) ペルビチンとコンティ
    - (3) ペルビチンとドイツ国防軍の麻薬対策
    - (4) 阿片法の改定とその効果
    - (5) コンティの失脚とペルビチンの蔓延
  - 3 麻黄をめぐる独亜関係とペルビチン／ヒロポン
    - (1) 麻黄をめぐる独亜関係
    - (2) ペルビチン／ヒロポンとアジア太平洋戦争
- おわりに

はじめに

本論の主たる目的は、いわゆる覚醒剤を通じて第二次世界大戦期におけるドイツと日本との関係（独日関係）を考察することである。その際、覚醒剤をドイツに関してはペルビチン（Pervitin<sup>(1)</sup>）という商標名を、日本に関してはヒロポンという商標名を使用しながら検討を行いたい。覚醒剤は化学名をメタンフェタミン（Methamphetamine<sup>(2)</sup>）といい（化学式 $C_{10}H_{15}N$ ）、これがドイツで商標化されたものがベ

---

(1) 本来ならば「ペルヴィティン」という表記が適切といえるが、一般的には「ペルビチン」という表記が使用されているため、本論でも「ペルビチン」と表記する。

ルビチンであり、日本で商標化されたものがヒロポンである。メタンフェタミンの原料は麻黄である。この麻黄から抽出されたものがエフェドリンであり、これから製造されたものがメタンフェタミンである。本論では、麻黄、エフェドリン、メタンフェタミン（ペルビチン／ヒロポン）を通じて、独日関係の新たな側面を明らかにしていく。

第二次世界大戦期における麻薬と独日関係については、既に筆者の一連の研究がこれまで知られてこなかった幾つもの重要な史実を明らかにしている。特に阿片と独日関係及びコカと独日関係については、第二次世界大戦中、独日間で阿片及びコカ貿易が行われていたことを明らかにした。阿片やコカを通じて、これらの麻薬貿易に係った独日のアクターやその関係を実証的に解明した。しかしながら、以上の研究においてはメタンフェタミンについては部分的にしか言及しておらず、麻黄、エフェドリン、メタンフェタミンを通じての独日関係については、まったく検討がなされていないままである。そこで本論では、以上の研究上の空白を埋めることにしたい。

しかし、ペルビチンとナチス・ドイツ及び第二次世界大戦に関する研究は、オーラーの研究を中心に最近注目されている。<sup>(4)</sup>そこでは、当時のペルビチン使用の実態が実証的に比較的详细に解明され、研究の蓄積がなされている。さらにナチス・ド

(2) メタンフェタミンは、別にフェニルメチルアミノプロパン（Phenylmethyaminopropan）もしくはメチルアンフェタミン（Methylamphetamine）とも称される。

(3) 熊野直樹「ナチ阿片と『大東亜共栄圏』」『法政研究』第86巻第3号、2019年、47-75頁；熊野直樹『麻薬の世紀—ドイツと東アジア 一八九八—一九五〇—』東京大学出版会、2020年；熊野直樹「阿片と独『満』関係」熊野直樹・田嶋信雄・工藤 章編『ドイツ＝東アジア関係史 一八九〇—一九四五—財・人間・情報—』九州大学出版会、2021年、179-230頁。

(4) Ohler, Norman: *Der totale Rausch. Drogen im Dritten Reich*, Köln: Kiepenheuer & Witsch, 2015；ノーマン・オーラー、須藤正美訳『ヒトラーとドラッガー—第三帝国における薬物依存—』白水社、2018年；Behrens, Roman: „Vernichten und Heilen“ – *Ein Forschungsbericht zur Militärmedizin des Zweiten Weltkrieges*, München : GRIN Verlag, 2012；Neumann, Alexander: Ernährungsfysiologische Humanexperimente in der deutschen Militärmedizin 1939-1945, in: Eckart, Wolfgang U. / Alexander Neumann (Hg.): *Medizin im Zweiten Weltkrieg. Militärmedizinische Praxis und medizinische Wissenschaft im „Totalen Krieg“*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2006；Snelders, Stephen/Toine Pieters: Speed in the Third Reich: Metamphetamine (Pervitin) Use and a Drug History from Below, in: *Social History of Medicine*, Volume 24, Number 3, 2011, pp.686-699.なお、戦時中のドイツ国防軍におけるアルコール乱用とペルビチンを含む麻薬の乱用の実態については、戦時の解剖報告書に基づいた以下の研究を参考。Peter Steinkamp: Zur Devianz-Problematik in der Wehrmacht: Alkohol- und Rauschmittelmissbrauch der Truppe, Dissertation, Freiburg i.Br. 2008.

イッの麻薬政策と健康政策との関係及びナチ・イデオログの「健康ユートピア願望」とドイツ国防軍によるペルビチンの積極的使用との相克もまた明らかにされている<sup>(5)</sup>。本論ではこれらの研究成果に依拠しながら、ナチス・ドイツの麻薬政策の実態を検討していきたい。しかし、既に述べたように、これらの研究においてはペルビチンそのものについて関心は向けられても、その原料である麻黄やエフェドリンの来歴やそれらをめぐるドイツと東アジアとの関係（独亜関係）については全く言及されていない。

その一方で、ヒロポンについては、最近、吉田裕（敬称略、以下同じ）によって日本軍内における使用の実態について一部が明らかにされている<sup>(6)</sup>。しかし、その原料である麻黄をめぐるドイツとの関係についてはそもそも研究の対象外である。

以上のように国内外の研究においては、メタンフェタミンやその原料である麻黄やエフェドリンをめぐる独日や独亜の関係についての視点が欠落しているのが課題である。そこで本論では、メタンフェタミン、麻黄、エフェドリンをめぐる独日及び独亜関係を考察したい。またナチス・ドイツの麻薬政策や麻薬使用の実態を検討する。それらとともに、大戦下の日本の麻薬政策やその使用の実態についても明らかにしていきたい。さらに麻黄、エフェドリン、メタンフェタミンを通じて戦時の独日関係の考察と麻薬政策の独日比較を行うことによって、主に阿片との相違点を明らかにしたい。以上を通じて、麻薬におけるメタンフェタミンの歴史的特徴を明らかにしていく予定である。

## 1 麻黄・エフェドリン・メタンフェタミン（ペルビチン／ヒロポン）

メタンフェタミンの原料である麻黄は、マオウ科マオウ属の常緑低木で、ユーラシア、北アフリカ、南北アメリカ大陸の乾燥地において成育する。日本で咳止

(5) Ohler, *Der totale Rausch*; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』; Bollinger, Nicolas: *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland. Untersuchung anhand der Unterstellung unter das Opiumverbot vom 12 Juni 1941*, Saarbrücken: AV Akademikerverlag, 2016; Defalque, Ray J./Amos J. Wright: Methamphetamine for Hitler's Germany 1937 to 1945, in: *Bulletin of Anesthesia History*, Volume 29, Number 2, April 2011, pp. 21-24, 32; Holzer, Tilmann: *Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene. Deutsche Drogenpolitik von 1933 bis 1972*, Norderstedt: Book on Demand, 2007.

(6) 吉田 裕『日本軍兵士—アジア・太平洋戦争の現実—』中央公論新社、2017年。

めの漢方薬として用いられているのは、中国の砂漠地帯に分布する *Ephedra sinica* Stapf, *Ephedra intermedia* Schreck et C.A. Meyer または *Ephedra equisetina* Bunge (Ephedraceae) の地上茎で、生薬として用いられてきた<sup>(7)</sup>。東京帝国大学教授の長井長義はドイツから帰国後の1885年7月17日、日本薬学会においてエフェドリンの発見を講演発表した。日本での発表であったにもかかわらず、歴史的な発見として記録されている<sup>(8)</sup>。文献として初めて現れたのは、1887年のドイツにおいてであり、『ベルリン臨床週報』(*Berliner klinische Wochenschrift*) と『薬学誌』(*Pharmazeutische Zeitung*) 誌上であった<sup>(9)</sup>。エフェドリンの結晶の単離は、東京衛生試験所技手の堀有造によって1887年に成功した。エフェドリンが国内で文献として最初に登場するのは、1892年の『薬学雑誌』においてであった。その本文は洗浄回数や使用器具名、大量精製の方法などの詳細が漢文調で記されている。その内容は「麻黄根部を除いた部分から水溶性部分を溶出し、水酸化ナトリウムを加えて混合物の粉末とする。それから90%冷却アルコールで更に溶出を行い、二酸化炭素存在下に濾過する。その液を塩酸で中和し、得られる塩酸塩をアルコール・エーテルと混和して褐色混合物を溶解除去する。その結果、原料からの重量比0.31%の塩酸エフェドリン結晶が得られる」と要約される<sup>(10)</sup>。

長井はエフェドリンと関連アルカロイドの構造を決定したが、これらの中に1893年に合成されたメタンフェタミンが含まれていた。薬効は医科大学の高橋順太郎と三浦謹之助に委託され、既に1888年にはエフェドリンの瞳孔散大と血圧上昇作用が

(7) 齋藤 繁「エフェドリンの歴史—歴史遺産と現代社会への影響—」『日本医史学雑誌』第58巻第3号、2012年、321頁。

(8) 金尾清造「長井長義傳」日本薬学会、1960年、270頁。長井の弟子である金尾によるこの長井伝は、長井家の文書に依拠した史料的価値の高い伝記である。日独文化交流史の観点からも興味深い史実が多く含まれている。なお、長井の簡単な略歴と功績については、渋谷雅之「日本薬学の始祖 長井長義」『CHEMISTRY & CHEMICAL INDUSTRY』第67巻第7号、2014年、587-589頁を参照。

(9) の原博武『この人長井長義—ロマンと情熱に生きた薬学の父—』ヒューマン・クリエイティブ、2008年、142頁。

(10) 金尾、前掲「長井長義傳」270-271頁。両文献とも筆者未見。

(11) 齋藤、前掲「エフェドリンの歴史」325頁、引用箇所は、同頁による。金尾、前掲「長井長義傳」270頁；長井長義「漢薬麻黄成分研究成績」『薬学雑誌』第120号、明治25年（1892年）、109-114頁；長井長義「漢薬麻黄成分研究成績（続）」『薬学雑誌』第121号、明治25年（1892年）、181-221頁；長井長義「漢薬麻黄成分研究成績（続）」『薬学雑誌』第139号、明治26年（1893年）、901-933頁。

明らかにされていた。この散瞳作用は眼底検査などに応用されたが、漢方での麻黄本来の薬能と結びつく薬理作用は深く研究されなかった。なお、後述するようにこの散瞳作用故に戦時日本において「夜間視力増強」のためにエフェドリンが使用されることになる。

その後、エフェドリンは海外の研究者によって気管支喘息に有効であることが発見された。エフェドリンは交感神経興奮薬に属し、その作用はアドレナリンに類似しており、活性ははるかに弱いとされる。<sup>(12)</sup> 1924年に陳克恢とカール・F. シュミット (Carl F. Schmidt) は、エフェドリンには気管支喘息の発作を劇的に抑える作用のあることを発表した。彼らの発表は欧米の医学界に衝撃を与え、この時から長井のエフェドリンは世界が注目する化合物となった。<sup>(13)</sup>

以上のように、長井の業績は麻黄から喘息の特効薬であるエフェドリンを抽出し、発見したことである。その後彼の弟子を始め多くの研究者によって、エフェドリンをキーの分子とする合成医薬品が創始された。その中には戦時中に広く使用されたヒロポンがあった。<sup>(14)</sup> ヒロポンは麻黄を原料として、そこからエフェドリンを抽出する際に副産物として生じるプソイドエフェドリンを主要原料として製造するのが普通とされる。しかし、直接エフェドリンを原料として製造される場合もある。<sup>(15)</sup>

メタンフェタミンは麻黄を原料として製造されていたが、これを原料とせずに別の方法でメタンフェタミンを製造したのが、ドイツのテムラー (Temmler) 社の化学主任であったハウシルト (Fritz Hauschild) である。彼は長井らのエフェドリンに関する論文に着目し、彼らが1887年の段階できわめて興奮作用の強いN-メチルアンフェタミンという分子を初めて合成し、1919年にはその純粋結晶化に成功していたことに注目した。この化合物が気管支を拡張し、心臓に刺激を与え、食欲を抑制する効果を持つエフェドリンから開発されたことを知るに至った。ハウシルトはこの化合物の製剤化に取り組み、1937年秋にメタンフェタミンの新たな合成法

(12) 齋藤、前掲「エフェドリンの歴史」324頁。なお、長井の伝記には、メタンフェタミン合成についての叙述は一切見受けられない。また年譜の1893年の項にもメタンフェタミン合成の叙述は見受けられない。金尾、前掲『長井長義傳』457頁参照。

(13) 船山信次『アルカロイド—毒と薬の宝庫—』共立出版、1998年、281-282頁。

(14) の原、前掲『この人長井長義』142頁。参考、金尾、前掲『長井長義傳』442頁。

(15) の原、前掲『この人長井長義』182-183頁。

(16) 牛窪愛之進『魔薬読本—阿片・モルヒネ・ヒロポンの生態—』六幸社、1955年、52頁。

を発見したのであった。具体的には大手化学業界の不用産物であるプロピオフェノン (Propiophenon) が臭化され、メチルアミンによる処理の後、さらに還元されてエフェドリンとなり、これをヨウ化水素と硫黄で還元することでメタンフェタミンが得られるのであった。その直後の1937年10月31日にテムラー社は、ドイツ初の自国製メタンフェタミンをベルリン特許庁に特許申請した。商標名は「ペルビチン」であった。<sup>(17)</sup>

このようにメタンフェタミンの製造法は、麻黄からエフェドリンを抽出する方法と人工化合物のプロピオフェノンからエフェドリンを抽出する方法の二種類あった。テムラー社は麻黄なしにメタンフェタミンを製造し、これをペルビチンと名付けて販売したのであった。しかし、その後ドイツが麻黄を必要としなくなったわけではない。ドイツが合成ゴムの製造に成功した後にも、東南アジアから天然ゴムを輸入し続けていたように、引き続き内モンゴルから麻黄を輸入していたのであった。<sup>(18)</sup>

以下で明らかにするように麻黄をめぐる内モンゴル、日本、ナチス・ドイツとの間で貿易がなされていた。しかも、戦時中にドイツ製のペルビチンが「暗視ホルモン」として日本軍で使用されていた可能性がある。

ドイツにおいてペルビチンが製造されて、民間において販売されることになったが、その間、ペルビチンの臨床実験もなされていた。そのペルビチンの臨床実験の結果報告が1939年に公表されている。そこでは副反応の危険性が指摘されていた。ペルビチンを使用して限界まで働いた際に、ペルビチンを使用せず同一の条件で働いた場合よりも、業績能力はかなり低下すると報告では結論づけられていた。さらに生体が体力消耗への備えとしてキープしているその余力の使用へと導く危険性があると指摘されていた。<sup>(19)</sup> にもかかわらず、ペルビチンはドイツ国防軍によって積極的に使用されていくことになるのであった。

(17) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 50 und S. 312, Anm. 48; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』48頁及び註14頁(48)参照; Einführung in die Pervitin-Herstellung von Thorsten Kunze, in: Werner Pieper (Hg.): *Nazis on Speed. Drogen im 3. Reich*, Bd.I / II, Löhrbach: Werner Pieper & The Grüne Kraft, o.J., S. 127.

(18) 熊野、前掲「ナチ阿片と『大東亜共栄圏』」65-67頁参照。

(19) Lehman, G., H. Straub und A. Szakáll: *Pervitin als leistungssteigerndes Mittel*, in: *Arbeitsphysiologie*, Bd.10, 1939, S. 690f. 当時、ナチス・ドイツでは既に1935年に自白強要のため

一方、日本では1941年に大日本製薬株式会社からメタンフェタミン（塩酸メチルプロパミン）が商標名ヒロポンとして発売された。これについて大日本製薬の社史は以下のように述べている。

「覚醒剤 当社が、麻黄からエフェドリンを生産するときに生ずる異性体の活用が動機となつて、ヒロポンを発売したのは遠く昭和十六年の事である。当時は、中枢神経興奮剤として珍重された。処が戦時中、軍部が夜間戦闘従事者に之を用いた事により、悪習を戦後にのこすことゝなつた。無資格者の連用は、中毒症状を招来し、やがて社会悪の根源をなすに至つて、世上で重大視されるに至つた。本剤の原名は、塩酸メチルプロパミンと云い、ヒロポンとは当社の商標であるが、今ではヒロポンという名が覚醒剤の総称のようになってゐるのは、当社としては甚だ迷惑なことである。戦後、多くのメーカーから大量に産出されたが不純な合成品が、陸続と市販されて、一層問題が大きくなつたようである<sup>(20)</sup>」。

以上が、麻黄、エフェドリン、メタンフェタミンの独日における来歴である。日本で発見されたエフェドリンとメタンフェタミンがドイツのペルピチン開発の重要なきっかけとなったことは、ペルピチンと独日関係を考える際に興味深い。それでは、ドイツにおいてペルピチンがどのように使用されていたか考察することにしよう。

## 2 ペルピチンとナチス・ドイツの麻薬政策

### (1) ペルピチンと電撃戦

1939年9月に勃発したポーランド戦及び1940年5月のフランス戦において、戦力向上の手段として既にペルピチンがドイツ国防軍によって大規模に投入されていた。特に休憩時間なしに軍隊を移動させる必要がある電撃戦にとつては、8時間も覚醒作用があるペルピチンは必要不可欠であった。カフェインと比べて覚醒効果

---

の麻薬としてエピバンによる臨床実験が行われていた。Heinrich, Adolf: Kann man durch Narkose Geständnisse erzwingen?, in: *Schmerz, Narkose, Anästhesie*, 11, 1938, S. 78, 82.

(20) 大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会編『大日本製薬六十年史』大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会、1957年、147-148頁。なお、戦後において麻黄から抽出したエフェドリンの輸入が禁止されると、麻黄由来のエフェドリンを使用しない方法で覚醒剤が化学薬品のみから合成されるようになったようである。精神衛生文化協会編『ヒロポン—覚せい剤禍の悲劇とその対策—』精神衛生文化協会、1955年、204頁参照。

が高いことが注目され、ドイツ国防軍で特に運転手に使用された。さらに兵士はモルヒネとペルビチンの混合薬の投与によって、「覚醒し痛み知らず」のままにすることができた<sup>(21)</sup>。その際、ペルビチンは1940年初頭まで非公式に導入され、将校の責任で分配されていた<sup>(22)</sup>。当時は、国防軍においてペルビチンの使用について規制はなく、合法ながら非公式に使用されていた。

戦後ドイツを代表する小説家でノーベル文学賞受賞者でもあるハインリッヒ・ベル（Heinrich Böll）もまた当時軍隊内で自由にペルビチンを使用しており、それを家族に手紙で知らせていた。これについては、1939年11月9日付の家族に宛てた書簡でベルは以下のように述べている。

「勤務はつらく、僕がただ2～4日おきに手紙を書くたびに、みんなはそのことを理解してくれるに違いない。今日、僕は専らペルビチン欲しさに書いているんだ」（\*下線、原文ママ<sup>(23)</sup>）。

軍医は当時、一日あたりペルビチンを一錠、夜間の出勤に際しては3～4錠の配給を指示していた。フランス戦直前の1940年4月には1400万錠ものペルビチンがドイツ陸軍に配給され、12月までに2800万錠が陸軍と空軍に配給された<sup>(24)</sup>。

このように前線でペルビチンは兵士に配給され、使用されていたが、科学者と健康政策の策定者はペルビチンの中毒作用について当時論争していた。長く服用した場合、依存性が生じることについては当事者の間では十分に知られていたようである。カフェインの効果が1～2時間に対してペルビチンは8時間であることが重視され、結局、兵士の健康よりも戦果が優先された<sup>(25)</sup>。その際、栄養生理学者らにとって戦争下において戦闘中の業績能力の維持ないしはそのさらなる向上だけが原則とみなされたのであった<sup>(26)</sup>。こうした原則の下使用されたペルビチンに対して、その厳しい取締を指導した人物こそがレオナルド・コンティ（Leonardo Conti）であった。

(21) Behrens, „Vernichten und Heilen“, S. 12.

(22) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 28.

(23) 8. Heinrich Böll an Eltern und Geschwister, Osnabrück, den 9.11.39, 7 Uhr abends, in: Heinrich Böll: *Briefe aus dem Krieg 1939-1945*, Band 1, 2. Auflage, Köln: Kiepenheuer & Witsch, 2001, S. 22; vgl. Ohler, *Der totale Rausch*, S.67;オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』65頁。なお、引用箇所は筆者による訳である。

(24) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 29.

(25) Neumann, *Ernährungsphysiologische Humanexperimente*, S. 163.

(26) Neumann, *Ernährungsphysiologische Humanexperimente*, S. 168.

## （２） ペルビチンとコンティ

プロクターは、ナチズムそのものを「排他的な健康ユートピアを実現するための壮大な実験」として扱い、それを「健康ユートピア願望」と名付けている。ナチス・ドイツの残虐な犯罪と公衆衛生の分野における先駆的な業績との「謎のギャップ」をつなぐ橋となるのが、この「健康ユートピア願望」とみなしている。この「健康ユートピア願望」を急進的に追求したナチ・イデオログこそが、コンティ<sup>(27)</sup>であった。それ故に彼は禁煙・禁酒政策を打ち出し、さらには麻薬取締政策の中心的なアクターとなっていく。しかし、戦争の激化に伴う戦果第一主義を前に彼の「健康ユートピア願望」的な政策は骨抜きにされ、彼自身、影響力を喪失していく。その象徴がコンティの失脚であった。以下では、この過程を概観していこう。

そもそも第二次世界大戦が勃発する前までは、ナチス・ドイツは1929年12月に制定された「麻酔剤取引に関する法律（阿片法）」（Gesetz über den Verkehr mit Betäubungsmitteln [Opiumgesetz]<sup>(29)</sup>）を承継し、その麻薬の取締はきわめて厳格に実行されていた。1935年に「帝国麻薬撲滅センター」（Reichszentrale zur Bekämpfung von Rauschgiftvegehen）がベルリンのプロイセン州刑事局（後の帝国刑事警察局）内に創設された。麻薬依存者に対する取締がセンターによって集中的になされていた。例えば、1936年2月時点における麻薬取締の状況は、以下の通りである。国内の麻薬密売商人が1701名、外国の麻薬密売商人が1690名、処方箋窃盗及び虚偽を含む麻薬依存者が1374名、麻薬依存の医者及び薬剤師が761名、処方箋虚偽が366名、強盗、窃盗、詐欺が231名、研究所、居酒屋、汽船での取締対象者が128名、薬局強盗が68名であった。戦時中においては、刑事警察が中心となって民間の麻薬犯罪を取り締まった。密売や不正使用、虚偽記載などを取り締まっていたようである。しかし、センターは軍には一切関わらなかつた<sup>(30)</sup>。このようにナチス・ドイツは確かに戦前においては、麻薬や麻薬依存者を厳しく取り締まっていたので

(27) ロバート・N・プロクター、宮崎尊訳『健康帝国ナチス』草思社、2003年、17-18頁。

(28) コンティの経歴や健康政策については、木畑和子「第三帝国期の予防医学—レオナルド・コンティを中心に—」『ヨーロッパ文化研究』（成城大学）第22集、2003年、49-69頁を参照。

(29) 1929年12月制定の阿片法については、詳細なコンメンタールが当時刊行されている。Vgl. Anselmino, Otto/ Adolf Hamburger: *Kommentar zu dem Gesetz über den Verkehr mit Betäubungsmitteln (Opiumgesetz)*, Berlin: Verlag von Julius Springer, 1931 (Reprint: 2013).

(30) Mach, Holger: *Ausschluss und Ausmerzung. Rauschgiftbekämpfung im Dritten Reich*, in:

あった。「健康ユートピア願望」に基づく麻薬取締政策が厳格に実施されていたといえよう。

そうしたなか、1939年4月22日にコンティがヒトラーによって「帝国健康指導者」(Reichsgesundheitsführer)に指名された。さらに同年8月28日に彼は帝国内務省次官に任命され、国民保健衛生部門の責任者となった。帝国内務大臣フリック(Wilhelm Frick)が当時執務を怠りがちであったことを考慮すると、ホルツァーが指摘するようにコンティはドイツ初の「健康大臣」と名付けることができるかもしれない<sup>(31)</sup>。

コンティは「兵士の法」に言及し、「自らの健康を危険に晒す者は、民族の利益に反し、かつ敵に寄与する」と主張した<sup>(32)</sup>。コンティは、民族全体が薬物漬けになる事態を阻止しようとした。彼は「服用によって得られるメリットはその後に続く悪影響によって完全に相殺されてしまう」と強調した。薬物関連の法的状況を厳格にするべく、彼は司法省に出向き、「このままベルピチンを寛大に扱うことを続けければ、全住民層が麻痺させられてしまう」と自らの憂慮を表明した。「(…)ベルピチンで疲労を吹き飛ばしたいと思う者は、それによってもともと心身に備わる力を徐々に奪われ、ついには破綻せざるを得なくなる」と主張した。さらに1939年11月に彼はベルピチンを「購入時に処方箋が必要な」薬剤に指定した。その数週間後にはベルリン市庁舎で民族社会主義ドイツ医師連盟(Nationalsozialistischer Deutscher Ärztebund)の会員たちを前に演説し、「依存症に特有のさまざまな付随現象を伴って我々に迫りつつある新たな大きな脅威」に対して警鐘を鳴らした。しかしベルピチンの消費量はさらに増えていった。多くの薬局はこの新たな規定を守ろうとはしなかった<sup>(33)</sup>。

そもそも処方箋義務は民間人に限定されており、兵士は適用外だった。実際に行われていた戦争を背景に薬物をめぐる対立が激化した。コンティは薬物の使用と乱用及びそれによって生じうる健康被害に関して旗幟を鮮明にするよう、国防軍に

Pieper (Hg.), *Nazis on Speed*, S. 215f.

(31) Holzer, *Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene*, S. 275.

(32) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 13, 14, Anm. 43.

(33) Ohler, *Der totale Rausch*, S.88f.; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』85-86頁。引用箇所は邦訳によるが、一部改訳した。

要求した。国防軍はこれを要らぬ干渉だとして拒否した。「国防軍としては、薬物の助けを借りてでも（…）、一時的に戦力が増強され [Leistungssteigerung]、兵士たちの疲労が打破されるという恩恵を手放すことはできない」と、陸軍軍医総監ヴァルトマン（Anton Waldmann）は返答した。<sup>(34)</sup>

1940年3月19日にコンティは、ベルリン市庁舎で民族社会主義ドイツ医師連盟の前に乱用の危険性について演説を行った。そこで彼は、ペルピチンで疲労を除去しようとする者は、ある日自らの業績能力の崩壊がやってくることを確認することになる<sup>(35)</sup>と警告した。

さらにコンティは、陸軍軍医総監に宛てて次のような書簡を書き送った。

「いかなる規模でペルピチンが実際に空軍構成員に手渡され、それによっていかなる成果が得られたのかをご教示頂けましたら、たいへんありがたく存じます。できますればこの問題についての貴職のお考えも、ぜひお聞かせ頂きたい（…）ペルピチンの処方（私としては）決して是認できません。これまでの見解表明の中で私はこの薬物の有害性を再三指摘しております。またすでに私は例えば〈これは麻薬である〉と公式に表明するなどして、ペルピチンに関してより厳格な処方箋義務を導入すべきではないかということも考えております。ハイル・ヒトラー！」<sup>(36)</sup>

このように、コンティはペルピチンを麻薬と見なし、厳格な規制を陸軍軍医総監にさらに要求したのであった。しかし、陸軍では彼の書簡はほとんど注目されなかった。<sup>(37)</sup>

1941年2月に入るとコンティは、今度は内部文書の中で、以下のように再度党に警告を発した。

「私はますます深まる懸念を抱きながら、住民の幅広い層に蔓延する恐るべき薬物乱用を追跡し続けております。（…）これは我々が民族の健康と未来にとって直接的な危険であります」。<sup>(38)</sup>

(34) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 89; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』86頁。引用箇所は邦訳による。

(35) Kemper, Wolf-R.: Pervitin - Die Endsieg-Droge?, in : Pieper (Hg.), *Nazis on Speed*, S. 126.

(36) Zit. nach: Ohler, *Der totale Rausch*, S. 135; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』131-132頁からの再引用。

(37) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 135f.; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』132頁。

(38) Zit.nach: Ohler, *Der totale Rausch*, S. 137; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』133頁から

コンティは、ペルビチンを民族の健康と未来にとって直接的な危険とみなしたのであった。さらにコンティは、帝国指導者ボルマン（Martin Bormann）にも陳情した。特にペルビチンの危険性をすべての大管区指導者及び党幹部に対して注意喚起するよう、ボルマンに文書で要望した。乱用は上層部指導者の間にも広がっていると考えるべきだと訴えた。<sup>(39)</sup>

こうしたコンティらの活発な麻薬取締活動に対して、国防軍もペルビチンに対して何らかの対応をとらざるを得なくなる。

### （３） ペルビチンとドイツ国防軍の麻薬対策

コンティら「健康ユートピア願望」を抱くナチ・イデオログの麻薬取締活動に対して、国防軍も重い腰を上げることになる。1940年4月17日付で陸軍総司令官ブラウヒッチュ（Walther von Brauchitsch）は「覚醒剤指令」（Weckmittelerlass）を発令したのであった。この指令書は1000名の部隊付医官、数百名の軍団付医官その他の主導的な軍医たち及びこれらに準ずる武装親衛隊の担当官らに配布された。そこでは「ポーランド遠征時の経験によれば、特定の状況で軍事的な成果を挙げることができるか否かは、過酷な任務を果たした部隊の疲労回復の度合いに大きく作用される。特別な状況下で、睡眠によって軍事的な成果が脅かされる場合には、眠気を克服することの方が、例えばそれとの関連で生じうる後遺障害へのいかなる配慮よりも重要となる。そして眠気の打破には（…）覚醒剤が利用できる。ペルビチンは計画通り衛生装備品に加えられた」と述べられていた。この指令書の書き手はランケ（Otto Ranke）だったが、内容は同年二月になされた彼の講演に基づいていた。そこでは用量として1日1錠が定められていたが、夜間には「予防的に短い間隔で2錠、さらに必要に応じて3、4時間後にもう1、2錠」服用してもよ

---

の再引用。なお、一部改訳した。

(39) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 196; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』190頁。

(40) 93 Weckmittelerlass, 17.4.1940, in: Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 81-83.

(41) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 92f.; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』89頁。引用箇所は、邦訳による。Vgl. 9.2 Vortrag Rankes über Weckmittel, in: Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 77-80.

いとされた。<sup>(41)</sup>そこでは、ペルビチンの効能と後遺障害への配慮が明記され、軍医によるペルビチンの規制が制度化されたのであった。<sup>(42)</sup>

しかし「覚醒剤指令」が発令されたものの、陸軍内においては軍医によるペルビチンの規制は徹底されなかった。ペルビチンは引き続き個別に入手でき、使用されていた。その一つの例として前述のペルを挙げることができる。「覚醒剤指令」が発令された後の1940年7月19日付の彼の家族宛ての書簡には、以下のように書かれている。

「僕は死ぬほど疲れており、もう終わりにしたい。できるだけ早くペルビチンを少し送って欲しい。それにヒルホールないしはカミールのタバコも。小さめの下着も送って欲しい。紙はまだ十分ある。皆にくれぐれもよろしく」。<sup>(43)</sup>

当時、ペルビチンは阿片と違って合法であり、民間において薬局で購入が可能であり、陸軍の兵士たちは家族から直接ペルビチンを入手していたのであった。こうした状況のため、陸軍の「覚醒剤指令」に対してコンティは満足せず、ペルビチンそのものの規制に乗り出すことになる。

#### （４） 阿片法の改定とその効果

コンティは1941年6月12日について阿片法を改定し、「新たな原料を阿片法の規制下に置くことに関する第六命令」(Sechste Verordnung über die Unterstellung weiterer Stoffe unter die Bestimmungen des Opiumgesetzes)を発令した。こうして彼は阿片と同様にペルビチンを規制することに成功した。ここでは、帝国内務省のコンティの名前が署名されていた。以下が改定された阿片法の関連する条文の一部である。<sup>(44)</sup>

「第一条 1934年1月9日の阿片法の改定に関する法律の第二版（ライヒ官報、I、22頁）における1929年12月10日の麻醉剤取引に関する法律（阿片法）（ライヒ

(42) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 28.

(43) 57. Heinrich Böll an Eltern und Geschwister. Bromberg, den 19.7.40, 1 Uhr mittags, in: Böll, *Briefe aus dem Krieg 1939-1945*, Band 1, S. 81; vgl. Ohler, *Der totale Rausch*, S. 67; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』65頁。なお、引用箇所は、筆者による訳である。

(44) Sechste Verordnung über die Unterstellung weiterer Stoffe unter die Bestimmungen des Opiumgesetzes. Vom 12. Juni 1941, in: *Reichsgesetzblatt*, Jahrgang 1941, Teil I, S. 328f.

官報、I、215頁)の第一条第一項第一号のbに以下を追加する。

[…]

フェニルアミノプロパン (アクテドロン、ベンゼドリン、エラストノン)

フェニルメチルアミノプロパン (ペルビチン)』

「第八条 この命令は1941年7月1日から施行する。これに反する規定は廃止される。

ベルリン、1941年6月12日

帝国内務大臣

代理

L. コンティ博士』

こうしてコンティは、帝国内務大臣の代理として阿片法を改定し、ついにペルビチンを規制下に置くことができた。しかし、阿片法改定によるペルビチンの規制は、コンティら「健康ユートピア願望」を抱くナチ・イデオログにとって表向きの勝利であり、実際にはドイツ国防軍によっても、ドイツ人によっても真摯に受け止められなかった。<sup>(45)</sup>阿片法改定が成立した6日後の6月18日に陸軍は「疲労の認識と克服についての方針 (ペルビチンの使用と効果)」を出しており、そこにおいてペルビチンの使用による健康被害の危険性について解説するとともに、軍司令官の要請に基づく軍医の指導と責任の下、ペルビチンの使用を容認したのであった。<sup>(46)</sup>

その後、阿片法に追加の条項が付加され、学術研究の枠内においてペルビチンの使用が許可された。そのため、阿片法の改定によってペルビチンの規制は骨抜きにされることになった。ショックの緩和ないしは鬱状態を緩和するために無制限の使用が相変わらずなされたのであった。<sup>(47)</sup>コンティはその後も麻薬取締政策の実行を試みたが、彼の影響力はますます低下していった。なぜならドイツ国民は、人種衛生上の理念に基づく麻薬取締政策に従うよりも、麻薬に対する飢餓感とそれに伴う依存を選んだからである。戦争による負担が日増しに増大する中で、厳しいペルビチ

---

(45) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 34; Kemper, Pervitin, in: Pieper (Hg.), *Nazis on Speed*, S. 128.

(46) 9.4 Richtlinien zur Erkennung und Bekämpfung der Ermüdung (Anwendung und Wirkung des Pervitins), 18.6.1942, in: Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 84f.

(47) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 35.

ンの使用禁止はドイツ人からは受け入れられず、遵守されることもなかった。その証拠に民間消費量は毎年150万ユニットも増え続けたのであった。<sup>(48)</sup>

コンティにとってタイミングが悪かったことに、阿片法を改定してまさに10日後の1941年6月22日に独ソ戦が勃発した。そのためドイツ国防軍にとっては、改定阿片法に従ってペルピチンを禁止することはきわめて困難となった。しかもゲーリング（Hermann Göring）主導の下、国防軍総司令部は帝国軍需省とともに、ペルピチンを「軍事的に決定的に重要」（kriegsentscheidend）と位置付けていたのであった。<sup>(49)</sup> 独ソ戦勃発によって阿片法の改定そのものが骨抜きにされ、ペルピチンは「軍事的に決定的に重要」だとしてその使用が慢性化していくことになる。

それに対してコンティは傘下の「帝国麻薬撲滅センター」の協力の下、薬物依存の兵士たち全員に関して可能な限り漏れのないよう把握することに努めていた。彼は国防軍と親衛隊に対して、除隊処分を受けた兵士全員を、薬物依存の有無とその程度に関して等級付けを行い、場合によって強制治療の対象者もしくは「更生不能者または不治者に区分」するように指令を出した。しかし、国防軍の反応は乏しく、そうした事例をほとんど、あるいはまったく報告しなかった。独ソ戦以降の激化する戦況は麻薬使用の処罰化をもたらさなかった。それどころか国防軍は「帝国麻薬撲滅センター」の職員たちを前線での戦闘要員としてリクルートし、これによってコンティの麻薬取締活動はさらに妨害されたのであった。<sup>(50)</sup>

そうした麻薬取締活動に対する国防軍による妨害のなかで「帝国麻薬撲滅センター」は、麻薬依存者を調査しており、それを統計にしていた。1942年の統計によると、モルヒネ依存者2384名、阿片依存者260名、オイコダール依存者254名であり、ペルピチン依存者は84名であった。ペルピチン依存者の数が他の麻薬依存者に比べて少ないのは、1941年6月までペルピチンは禁止薬物ではなく、捜査対象でなかったことが要因であったといえる。<sup>(51)</sup>

1941年の阿片法改定以降、麻薬取締の対象となり、その副反応やリスクが公表さ

(48) 以上の叙述はOhler, *Der totale Rausch*, S. 137; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』133-135頁による。

(49) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 139; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』135頁。

(50) Ohler, *Der totale Rausch*, S. 164; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』159-160頁

(51) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 37.

れたにもかかわらず、ペルピチンはドイツ陸軍にとって「軍事的に決定的に重要」であり、こうした事情は海軍にとっても空軍にとっても同様であった。<sup>(52)</sup>以下では国防軍におけるペルピチン使用の実態について兵士の回顧に依拠しながら紹介することにしよう。

まずはドイツ海軍におけるある若い水兵の「ある麻薬体験」(ein Drogenerlebnis)と題した回顧である。海軍とペルピチンとの関係が垣間見られて興味深い内容である。

「[1944年] 9月19日に私たちは午前中にゴーテンハーフェン (Gotenhafen) に入港した。[...] 私が兄と一緒にいる間、小艦艇の指揮官が市場にやってきた。彼はかなり落ち着かない様子で、開口一番兄に、ペルピチンはどのようにしたら手に入れることができるかと尋ねた。彼はすぐにそれを必要としていた (ペルピチンは興奮剤で、国防軍においては特に緊急事態に備えて合法的に常備されていた)。私の兄は彼を手助けすることもそのつもりもなかったので、指揮官は救命ボート一隻にある海難救助袋を開けて、それに常備されているペルピチンを『一時的に拝借しよう』と提案した。[...] 私の兄は当然これを拒否した。再び私たちだけになった。指揮官が見知らぬ幼年学校の年少の生徒がいるところで彼の〔傘下の〕海軍将校の中で最も階級の高い人物にそのような提案をしたことに、私はかなり驚いた。彼は中毒だったに違いない。これがわれらの『偉大な』将校団なのか?」(〔 〕内引用者、以下同じ)<sup>(53)</sup>

ドイツ海軍においては海難救助袋にペルピチンが常備されており、将校の中にもペルピチンの依存者がいたことが窺える。

次にドイツ空軍の事例を紹介しよう。ある爆撃機の搭乗員は「イギリスへの夜間攻撃のためのペルピチンの使用について」と題して、以下のように叙述している。

「開始はかなり頻繁に遅く、夜中の一〇時、一一時の出撃がかなり増え、そうするとロンドンその他のイギリス都市の上空に至るのは深夜一時、二時になって、当

(52) Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 61.

(53) Schubert, Gert: *454 Tage in der Kriegsmarine. Ein Erlebnisbericht von Gert Schubert Crew 44*, herausgegeben von Karl-Heinz Jockel, 2015, S. 44f; [http://historisches-marinearchiv.de/ablage/dateien/Buch\\_Schubert.pdf](http://historisches-marinearchiv.de/ablage/dateien/Buch_Schubert.pdf) (2022年8月22日最終閲覧); vgl. Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 48f.

然乗員は強い眠気に襲われます。それはあってはならないことなので、ペルビチンを一錠ないし二錠服みました。それですぐに元気が戻りました。（…）自分も夜間出撃に何度も駆り出されました。当然ですが隊長たる者、つねに目を光らせていなくてはなりませんから、予防手段として予めペルビチンを服んでおきました。想像してみてください、隊長が戦闘の最中に眠くてたまらない。そんなことは絶対に許されませんからね。（…）多少健康に害があるかもしれないからといって、ペルビチンの使用を控える者などいません。どのみち私たちは明日をも知れぬ運命なのですから！<sup>(54)</sup>」

以上は、イギリス空爆に参加した爆撃機の搭乗員の回顧であるが、以下は1943年9月の空軍曹長で第100戦闘飛行隊の偵察員であったニツチュ（Nitsch）なる人物の回顧である。

「どの出撃の前でも我々のところでは、素晴らしい酒盛りが催された。それで我々は自身を奮い立たせねばならなかった。（…）私はまだ酔いが残っていたが、いつも飛行はできた。せいぜい眠くなっただけだ。しかし私はただ一錠の薬剤〔ペルビチン〕を服用し、それですべて新鮮になりあたかも発泡ワインを飲んで酔ったかのように楽しい気分になった。本来はそのブツは医師によって処方箋を書いてもらわねばならなかったが、我々はいつもそれを所持していた<sup>(55)</sup>」。

以上のように、ドイツ陸軍だけでなく、海軍においてもまた空軍においてもペルビチンの使用が常態化していたことがわかる。特にドイツ空軍においては夜間攻撃において利用されていた点は日本軍と共通しており（後述）、興味深い。

## （5） コンティの失脚とペルビチンの蔓延

コンティは1941年6月に阿片法を改定して、ついにペルビチンを規制の対象にすることに成功した。しかし、独ソ戦の勃発とその激化によってペルビチンが益々戦

(54) 9.1 Bomberpilot Horst Luttitz, in: Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 77; Ohler, *Der totale Rausch*, S. 128; オーラー、前掲『ヒトラーとドラッグ』124頁。引用箇所は邦訳によるが、一部改訳した。

(55) Neitzel, Sönke / Harald Welzer: *Soldaten. Protokolle vom Kämpfen, Töten und Sterben*, 4. Auflage, Frankfurt am Main: Fischer Verlag GmbH, 2019, S. 213; vgl. Bollinger, *Pervitin im nationalsozialistischen Deutschland*, S. 52, Anm. 180.

力向上のために重要視されることになった。そのためコンティを始めとした「健康ユートピア願望」を抱くナチ・イデオログは、麻薬政策に対する影響力を喪失していった。こうしたなか1943年にコンティはヒトラーに辞任を申し出て、彼の役職に伴う義務の解除を願い出るに至った。1944年末にようやくコンティは、麻薬政策の役職からの辞任が認められ、その後任にパウルシュティッヒ (Paulstich) なる人物を指名した。<sup>(56)</sup> コンティの失脚は、民間・軍事部門における業績向上のためのベルビチン使用とナチスの人種衛生学との競合における人種衛生学の敗北を意味した。<sup>(57)</sup> すなわち「健康ユートピア願望」を抱くコンティらナチ・イデオログらの敗北を意味したのであった。

コンティが辞任をヒトラーに申し出た後のベルビチン使用の実態について、以下概観しておこう。ドイツ国防軍においてはベルビチンの使用は、規則では軍医の指導と監視の下、例外的に容認されていたが、実際には軍医の指示によらない個人的な使用が蔓延していた。<sup>(58)</sup> また戦争末期においてベルビチン以外の麻薬依存者による犯罪そのものが著しく増大した。例えば、1944年において麻薬依存者による犯罪が4100件あり、そのうちモルヒネ依存者が2384名、コカイン依存者が469名、阿片依存者が260名であった。<sup>(59)</sup>

ベルビチンは阿片法の取締の対象となっていたが、ナチス・ドイツにおいて戦争の道具として業績向上のために軍隊内において蔓延していた。その際、ベルビチンは他の麻薬と混ぜて使用されていたことが明らかになっている。

1944年にある指導的な軍医たちが、モルヒネとベルビチンとの混合アンプルを痛み止めのために使用することを要求した。既に同年9月には、1万錠に及ぶモルヒネとベルビチンの混合錠剤がダンツィヒの第20軍管区衛生集積所に引き渡され、5000錠がウィーンの第17軍管区衛生集積所に引き渡された。さらに5000もの錠剤と2000本ものアンプルが予備として準備された。同年10月にはさらにモルヒネとベル

(56) Holzer, *Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene*, S. 291.

(57) Holzer, *Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene*, S. 248f.

(58) Vgl. Grunke, F.: Gesundheitliche Gefahren der Genuss- und Reizmittel bei der Ermüdungskämpfung und Leistungssteigerung. Aus: *Wehrhygiene*, Berlin 1944, in: Pieper (Hg.), *Nazis on Speed*, S. 533-536.

(59) Mach, *Ausschluss und Ausmerzung*, in: Pieper (Hg.), *Nazis on Speed*, S. 216.

ピチンのアンプルが300本と300錠の錠剤が第17軍管区衛生集積所に引き渡された。このようにモルヒネとペルピチンの混合薬物が、アンプルと錠剤として軍管区衛生集積所に引き渡され、兵士を「覚醒し、痛み知らず」にさせるために使用されていた。負傷兵にモルヒネだけを投与するよりも、ペルピチンとの混合物を投与した方が麻酔の効果が上がるとされた。その際、ペルピチンは健康な兵士の業績向上のための道具というよりもむしろ負傷兵の治療薬として、ドイツ国防軍の重要な薬剤であり続けたのであった。<sup>(60)</sup>戦時において、戦闘中の軍隊の業績能力を維持ないしはそれらのさらなる向上及び治療のためにペルピチンは使用され続けたのである。

軍隊において実際にペルピチンを使用するために、ナチス・ドイツは強制収容所においてペルピチンの服用実験を行っていた。クルト・ゲルシュタイン（Kurt Gerstein）は次のように報告している。

「私自身強制収容所で生きた人間に対して実験がなされたことを見ました。それらの実験は、彼らが死ぬまで続けられました。[...] 私は、自分の執務室で、ブーヒェンヴァルトにおけるそのような実験に関する多くの書類を見ました。例えば、それらの実験では一日あたり100錠ものペルピチンを服用しなければなりません<sup>(61)</sup>」。

このように戦争の道具としてペルピチンを利用するために強制収容所で人体実験がなされていたのである。

上記のように、ペルピチンは戦争の道具として兵士の業績向上のため他の麻薬と混ぜて使用されていた。そのために強制収容所で人体実験がなされていた。しかし、ペルピチンはモルヒネと異なり、安楽死のための殺害手段として使用された史実は管見の限り確認されていない。また、モルヒネや阿片と異なり、決済や外貨代りの手段として使用された史実も確認されていない。ペルピチンは、当時、阿片ほどの多様性も世界商品としての汎用性もなかったといえよう。

以上が、戦時におけるペルピチンとドイツとの関係であるが、以下では、その原料である麻黄をめぐる独亜関係について検討することにしよう。

(60) Neumann, Ernährungsphysiologische Humanexperimente, S. 167f.; 熊野、前掲『麻薬の世紀』115頁参照。

(61) Zit. nach: Männerbündig, in: Pieper (Hg.), *Nazis on Speed*, S. 287.

### 3 麻黄をめぐる独亜関係とペルビチン／ヒロポン

#### (1) 麻黄をめぐる独亜関係

そもそもドイツは、内モンゴルから麻黄を輸入していた。これについては、1934年（民国23年）に於ける張家口市商会報告を多田部隊が紹介した1939年11月10日付の「北支ニ於ケル薬草」が参考になる。

「民国二十三年ニ於ケル張家口市商会報告ニ係ル張家口市ニ於ケル国外ヨリ移入貨物表ニ於ケル药材類ノ統計ヲミルニ、其ノ種類ハ黄芪、甘草、麻黄、赤芍、鹿茸ノ五種ニ達シ其ノ数量ヲ挙ケレハ次ノ如シ

単位（斤）

(1) 黄芪	四〇、〇〇〇	〔//〕
(2) 甘草	二〇、〇〇〇	//
(3) 麻黄	八〇、〇〇〇	//
(4) 赤芍	一〇、〇〇〇	//
(5) 鹿茸	二、〇〇〇	//〕

(旧字体は新字体に改めた。以下同じ)<sup>(62)</sup>

#### 〔ロ〕麻黄

麻黄モ甘草ト共ニ看過スヘカラサル药用植物ニシテ其ノ分布状態ニ至ツテハ甘草略々一致スルカ其ノ外北支平原ト山西高地トヲ分ツ太行山附近ニモ極メテ豊富テアル、本品ノ莖部（高サ一米乃至二米）ニハ、エフトリン、及プソイト、エフェトリン等ノアルカロイドヲ抽出シ鎮咳発汗解熱剤トシテ用ヒル、本品カ商業植物トシテ認メラレルニ至ツタノハ一九二六年八月初メテ海外ニ輸出サレテ以来ノコトテアル、国内市場トシテハ天津、營口、鄭州、漢口等ヲ挙ケ得ルカ更ニ天津經由北米合衆国、英国、独乙等ニ輸出サレルモノカ多イ<sup>(63)</sup>」。

このようにテムラー社が麻黄なしでエフェドリンを製造する方法を開発する前には、ドイツは内モンゴルから麻黄を天津経由で輸入していた。上述したようにドイ

(62) 「20.多田部隊作成調査『北支ニ於ケル薬草』」「各国ニ於ケル農産物関係雑件／薬草ノ部」アジア歴史資料センター（JACAR）：Ref. [B09041181200]；折原裕解説『東京大学薬学図書館薬学文庫所蔵「北支関係・満洲関係」綴 第1冊北支関係（1）』不二出版、2021年、131-132頁。

(63) 前掲「20.多田部隊作成調査『北支ニ於ケル薬草』」JACAR: Ref. [B09041181200]；折原解説、前掲『「北支関係・満洲関係」綴 第1冊北支関係（1）』155-156頁。

ツ製のメタンフェタミン、すなわちペルピチンは、人工化合物のプロピオフェノンからエフェドリンを抽出する方法を用いて製造された。しかしながら、ドイツがもはや内モンゴルからの麻黄の輸入を必要としなくなったわけではない。以下のように、引き続きナチス・ドイツは内モンゴルから麻黄を輸入していたのである。事実、1938年3月にテムラー社によってペルピチンの販売が開始されても、以下の史料が示すように、引き続き内モンゴルからドイツは麻黄を輸入していたのであった。

「昭和13九五四一 暗 天津 四月四日後発 亜

本省 四日夜着

広田外務大臣

堀内総領事

第三八二号

本官発張家口宛電報

第一七号

当地独逸総領事ヨリ独『ワルテ』(A. Walte) 商会ニ於テ支那商公記葯店ナル者ヨリ貴地方産麻黄(一名カギネ草、葉草ナリ)五十噸ヲ三月末天津渡ニテ買取契約ノ上更ニ四月中旬当地積出ノ約束ヲ以テ外へ売渡契約ヲ為セル処国際運輸ニ於テ貨車不足ナリトテ積出ヲ行ハサル為契約不履行ニ掛ル惧アルヲ以テ鐵路側ニ対シ速ニ張家口ニ二台下花園ニ二台綏遠ニ一台右積出ノ為貨車ヲ配給スル様斡旋依頼越セリ当方ニ於テハ為替ノ関係上極力輸出奨励ニ努メ居ル際ニモアリ且ハ本件ハ既報統制物品ニモアラサルヲ以テ願意達成方出来得ル限り御尽力ノ上結果何分ノ儀御回電アリタシ

大臣、北京へ転電セリ」(傍点原文ママ。以下同じ)<sup>(65)</sup>

以上のように、1938年4月においてドイツのヴァルテ商会(A. WALTE & CO. [天津徳義洋行] 1895年設立)が内モンゴル産の麻黄50トンを経済して買い取り契約を中国の業者と行っていた。その際、ドイツ総領事の貨車斡旋の依頼を受けて、日本の外務大臣が輸出奨励のために張家口の総領事に対してこれに尽力するように依頼していたのであった。内モンゴル産麻黄の輸出をめぐる独日関係を考える際に興味深い事例である。しかも当時、内モンゴルにはドイツ企業が進出しており、

(64) Defalque/Wright, Methamphetamine for Hitler's Germany 1937 to 1945, p. 21.

(65) 「各国ニ於ケル農産物関係雑件/葉草ノ部 19. 麻黄」JACAR: Ref. [B09041181100].

ドイツ貿易聯盟なるものも組織されていた。これについて『蒙銀春秋』において次のような回顧がなされている。

「〔蒙疆〕公司の取引相手は英米のバイヤー達や独逸貿易聯盟であった。この独聯の構成員は、西門子（ジーマンス）、禪臣（シムセン）、札和（カローウイツ）、オープンハイマーなど一〇社位あったと記憶する<sup>(66)</sup>」。

当時張家口にはドイツ貿易聯盟なるものが組織されており、それにはジーマンス、シムセン、カルロヴィッツ、オープンハイマーなど約10社のドイツ企業が加入していた。また、当地には日本の製薬会社の大日本製薬株式会社も進出しており、直接麻黄の買い付けを行っていた。麻黄は包頭西北が良品とされた<sup>(67)</sup>。張家口は麻黄取引の拠点であった。

以上のように、1938年3月にテムラー社がペルビチンの販売を開始した後にも、ドイツは内モンゴルの麻黄を必要としており、その輸入を計画していたのであった。

戦時中において封鎖突破船等による海上輸送が困難になり、麻黄のドイツへの輸送も困難になった。そうしたなかで、現地の内モンゴルで直接エフェドリンを生産する計画があった。すなわち、株式会社武田長兵衛商店と大日本製薬による合和製薬股份有限公司の設立がそれである。その際、製造したエフェドリンを「第三国」へ輸出する計画もまた立案されていた。以下がその設立趣意書である。

「合和製薬股份有限公司設立趣意書

〔…〕

近年内地へ輸送ノ麻黄ハ一ヶ年間約一千噸ニシテ之ヨリ『純塩酸エフェドリン』トシテ三噸乃至四噸ノ製品ヲ生産スル割合ナリ、〔…〕

〔…〕『塩酸エフェドリン』ノ日本ニ於ケル需要ハ年約四、〇〇〇噸ト推定セラレ累年増加シ居ルモ現在国内生産可能量ハ原料ノ円滑ナル供給アル場合ト雖約二、六〇〇噸ニシテ尚不足ノ状態ニ在リ支那事変前ハ独逸ヨリ『合成エフェドリン』ノ相当量輸入シタルモ現在ニシテハ輸入途絶シ〔…〕

〔…〕大日本製薬株式会社〔…〕株式会社武田長兵衛商店トノ協同ニ製薬工場ヲ

(66) 谷口日出丸「蒙疆円価と外貨獲得」『蒙銀春秋—雲烟万里の回想—』蒙銀会、1978年、122頁。

(67) 谷口、前掲「蒙疆円価と外貨獲得」120頁。

建設シ不取敢麻黄ヲ原料トシ『塩酸エフェドリン』ヲ年産約二、四〇〇疋以上製造ヲナシ〔…〕

『エフェドリン』ノ東亜共栄圏ニ於ケル自給自足ヲ確保スルノミナラズ更ニ第三国向輸出ニモ進出シ以テ聊カナリトモ人類ノ厚生ニ資セントスルモノナリ<sup>(68)</sup>。]

以上のように、日中戦争勃発前までは日本は「合成エフェドリン」をドイツから輸入しており、設立趣意書においては当地で製造したエフェドリンを「第三国」にも輸出する予定であった。当時の状況においてこの「第三国」は主にドイツを指していたものと考えられる。

合和製薬股份有限公司については、大日本製薬と武田がそれぞれ社史において記述している。

まず、大日本製薬は以下のように説明している。

「これより先、昭和十八年五月に、当社と当時の株式会社武田長兵衛商店（現在の武田薬品工業株式会社）との同額出資により、合和製薬股份有限公司を設立した。この会社は、資本金九十万円で華北の張家口特別市福寿街第三六号に設立され、董事会長（取締役会長に当る）に当社々長滝野勇、董事長（社長に当る）に武田長兵衛商店の森本寛三郎が就任し、大同に工場を建設した。この会社の目的は、当社の技術者を現地に派遣して、蒙疆地域に産する麻黄を加工し、塩酸エフェドリンを製造することにあつた<sup>(69)</sup>」。

次に、武田は以下のように説明している。

「十八年七月張家口福寿街三六号に合和製薬股份有限公司（資本金九十万円）が設立された。これは大日本製薬株式会社の製造発売品エフェドリンの原料用麻黄は、主として中国から輸入していたが戦争のために輸入が杜絶したので、麻黄産地で生産工場を設立するより外に策がないため、武田と大日本製薬との合同で設立されたものである。工場は大同市の城外西南部瓦窯村に約四万三千平方メートルの地を得て建設され、機械装備も竣工し、十九年五月二十五日火入式が行われ、六月三十日から操業が開始された<sup>(70)</sup>」。

(68) 「合和製薬股份有限公司設立ニ関スル件」JACAR: Ref. [B06050424600]。

(69) 前掲『大日本製薬六十年史』122-123頁。

(70) 武田薬品工業株式会社社内史編纂委員会編『武田百八十年史』武田薬品工業株式会社社内史編纂委員会、1962年、607頁。

以上のように設立の期日をめぐって、大日本製薬は1943年5月としているのに対して、武田は同年7月としている。これについて、同時代の設立に関する史料においては、「〔…〕 本社ハ昨春貴方ノ御承認ヲ得テ設立認可セシメタルモノニシテ<sup>(71)</sup>」とあり、設立認可を「昨春」としており、設立は5月である可能性が高い。

以上が、麻黄をめぐる独亜関係とエフェドリン製造をめぐる戦時中の日本の動向である。麻黄とエフェドリンが独日においていかに重視されていたかが理解できよう。

さて、以下では、ペルビチンとヒロポンがアジア太平洋戦争において実際にいかに使用され、どのような役割を占めていたかを検討しよう。

## (2) ペルビチン／ヒロポンとアジア太平洋戦争

横須賀海軍航空隊の予備士官で夜間戦闘機「月光」の操縦員であった黒島四朗は「ドイツで開発された、夜間でもよく見えるという暗視ホルモン」を注射されたと証言している<sup>(72)</sup>。戦後、その軍医に再会した際に、以下のように言われたと回想している。

「私は問われるままに、長いあいだ原因がわからなかった心身の異常と苦痛を、手短かに話した。初めて実情を知った脇さんは、頭を下げた。

『(ヒロポンが正体と)知らなかったとはいえ、注射したのは、自分です。心配していました。すみません<sup>(73)</sup>』。

黒島の証言によると、ドイツで開発された暗視ホルモン、すなわちメタンフェタミンが現場で使用されていた。この「暗視ホルモン」がドイツで開発されたペルビチンを指すのか、それとも文字通り日本製のヒロポンを指すのかは確定できない<sup>(74)</sup>が、ペルビチンがドイツの封鎖突破船等で輸入されて使用されていた可能性は十分

---

(71) 「合和製薬股份有限公司新林第二回佛込認可ニ関スル件」(昭和19年7月6日) JACAR: Ref. [B06050425800]。

(72) 黒島四朗著／渡辺洋二編『回想の横空夜戦隊—ある予備士官搭乗員のB-29邀撃記—』光人社、2012年、136頁。

(73) 黒島著／渡辺編、前掲『回想の横空夜戦隊』238頁。

(74) ドイツ製のペルビチンが日本軍の操縦員に対して使用されていた可能性を示す日本側の証言は、管見の限り、黒島の証言のみである。にもかかわらず、国外の文献では史料的な根拠なしにドイツ製のペルビチンが「神風」の操縦員に分配されていたと断定的に主張する例が散見さ

にある。

そもそも「暗視ホルモン」とは「夜間視力増強」のための薬剤の総称で、時期や部隊によって、それが意味する薬剤は異なっていた。すなわち「暗視ホルモン」がペルピチンやヒロポンだけを指すのではなく、それ以外の薬剤を指していた。

当時「暗視ホルモン」と称されたものには、ペルピチン／ヒロポン等のメタンフェタミンの他に、牛豚や鮫などから抽出されたホルモン（「メラノフォーレンホルモン」〔Melanophorenhormon〕）があった。共通しているのは「夜間視力増強」のための薬剤であった点である。すなわち「夜間視力増強」のための薬剤として、戦時中、様々な薬剤が開発・利用されていた。そのなかにメタンフェタミンや動物から抽出されたホルモンがあった。

例えば、攻撃262飛行隊の整備部隊長の吉村嘉三郎は、「当夜、直脇隊発進前の“搭乗員整列”の直前に、全操縦員に対し『暗視ホルモン』を三浦軍医が注射した。直脇隊を見送った後に、三浦軍医が、『このホルモンは、牛の脳下垂体一頭分から注射一投分しか抽出できない。〔…〕』と話された<sup>(75)</sup>と証言している。さらに三浦穰は、「暗視ホルモン剤」について「暗視ホルモンの正体は鮫の脳下垂体より抽出したもので、作用は瞳孔を拡大させ、少ない光でも対象が見えるという効果があるものだったと思います<sup>(76)</sup>」と語っている。

さらに第1機動艦隊司令部の機動部隊本体（捷1号作戦）戦闘詳報には、神野正美によれば、攻撃262飛行隊について以下のように記載されている。

「暗視『ホルモン』ノ実用上ノ価値ハ絶大ニシテ速ニ大量供給ノ方策ヲ確立スルヲ要ス

れる。Cf. Hortrum, Jay P: *Drugs & Politics: Hitler, the Third Reich, and Methamphetamines*, Hotrum Productions, 2020, p. 40; Iversen, Leslie: *Speed > Ecstasy > Ritalin. The Science of Amphetamines*, Oxford/New York: Oxford University Press, 2008, p. 116. 前者の文献は後者の文献を参考にしているが、後者の該当箇所ではチェコ共和国の反麻薬センターのスポークスマンの談話が引用され、そこではペルピチンが「神風」の操縦員に分配されていたと主張されている。この史料の根拠は不明である。こうした主張についてアイヴァーセンは、何も論評していない。なお、前者は卒業論文を自費出版した文献のようであるが、実証性も論理性もきわめて乏しい。ペルピチン乱用による睡眠障害を専らホロコーストの主要因とアブリオリに見なしており、研究書として大きな問題を孕んでいる。

(75) 神野正美『台湾沖航空戦—T攻撃部隊陸海軍雷撃隊の死闘』潮書房光人社、2017年、207頁。

(76) 神野、前掲『台湾沖航空戦』207-208頁。

〈理由〉

今次作戦前機動艦隊ニ供給セラレタル暗視『ホルモン』一五筒ハ拳テ之ヲ、攻撃二六二航空隊ニ供給シタル処、同隊ニ於テ十月十二日ノ夜間攻撃ニ使用セラレ其ノ際、帰還セル者ヨリ得タル実用上ノ所見左ノ如シ〔…〕<sup>(77)</sup>。

また神野によれば、終戦直後の第一海軍技術廠（旧航空技術廠）の米軍への引渡目録には、以下の記述が見られたという。

「航空医学関係、『暗視ホルモンノ実用』

牛豚等ノ脳下垂体ヨリ、『メラノフォーレンホルモン』ヲ抽出シ皮下注射ニ依リ低照度視力増強ニ使用シ、更ニ資源ニ関シテハ深海鮫ノ脳下垂体ヨリ同ホルモンノ抽出ニ概ネ成功セリ<sup>(78)</sup>」。

以上によれば、「暗視ホルモン」とは本来「メラノフォーレンホルモン」のことであったと考えられる。「夜間視力増強」のために使用されていた「メラノフォーレンホルモン」が専ら「暗視ホルモン」と呼ばれていたと考えられるが、次第にホルモン以外の薬剤であるメタンフェタミンも「暗視ホルモン（剤）」と呼ばれて使用されていったと考えられる。しかも、当時「夜間視力増強」のための菓子も製造されており、そのなかにはエフェドリンが含まれていた。これは、以下の「夜間視力増強食製造仕様書」（昭和19年7月15日）によって確認できる。

「夜間視力増強食製造仕様書

昭和19年7月15日

第七陸軍航空技術研究所

## 一、 要 旨

空中勤務者ノ夜間戦闘ニ於ケル人的戦力ノ増強ヲ企画シ夜間視力増強ニ有効ナル強力栄養素ヲ主剤トシテ製菓セル視力補給品ニシテ1号品8瓦、2号品6瓦、3号品6瓦トナシ各号2筒宛ヲ1函ニ収メ之ヲホール箱ニ収メ繩掛包装セルモノナリ

## 二、 効 果

第1号品 網膜感光性促進〔明太魚眼網膜粉末使用〕

---

(77) 神野、前掲『台湾沖航空戦』208頁。

(78) 神野、前掲『台湾沖航空戦』209-210頁。

第2号品 瞳孔拡大運動鋭敏

第3号品 視神経増強、眼精疲労快復防止

三、原料

1. エフェドリン

日本薬局方品ナルコト

2. ビタミンB<sub>2</sub>

合成ビタミンB<sub>2</sub>ナルコト

3. 明太魚眼網膜粉末

新鮮ナル明太魚眼網膜ヲ低温ニテ乾燥粉末トナセルモノニシテ暗視ホル  
モン及ビタミンB<sub>2</sub>ノ含有量豊富ナルコト

結晶ビタミンB<sub>1</sub>ナルコト

[…]

二号品

エフェドリン 1 箇ニ付 0.01瓦

葉緑素 0.7 %

寒 天 7.0 %

精 糖 55.0 %

水 飴 37.3 %

[…]

二号品

寒天ヲ所要ノ水ニテ加熱溶解シ之ニ精糖、水飴ヲ投入シ粘着度ヲ帯ビル  
ヲ度トシテ加熱ヲ止メ葉緑素及エフェドリンヲ加

[…]

五、成品

[…]

二号品ハ […] 1 箇ノ重量 6 瓦ナルコト

[…]<sup>(79)</sup> ]

(79) 「夜間視力増強食製造仕様書」(昭和19年7月15日)「ビタミンに関する陸軍糧秣研究資料綴  
橋本史料」JACAR: Ref. [C14110509800]。

以上からわかるように、「夜間視力増強」とは具体的には「網膜感光性促進」、「瞳孔拡大運動鋭敏」、「視神経増強、眼精疲労快復防止」を意味していた。そのなかで、エフェドリンは「瞳孔拡大運動鋭敏」が効果として期待されていたことがわかる。ただそこでは牛豚や鮫のホルモンは使用されていない。その代わりに明太魚眼網膜の粉末が使用されていた。このようにエフェドリンは「夜間視力増強」のための菓子に利用されており、後述する薬剤将校の宗像小一郎の証言をも加味すると、実際に製造・使用されていたと考えられる。

いずれにせよ、名称はともかく、戦時中において日本は「夜間視力増強」のための薬剤を数種類も開発しており、そのなかにエフェドリンやメタンフェタミン（バルビチン／ヒロポン）があったといえる。

それでは、戦時中の日本軍において、実際にメタンフェタミンはどのようにして使用されていたのだろうか。以下では、その実態について検討していこう。

零戦の操縦員として有名な坂井三郎は、ラバウル基地から出撃を繰り返していたが、次のように回想している。

「いつの頃からか、激戦からラバウルに帰ってくると指揮所の横に長方形の台机が置かれ、そこには軍医官が待っていて、馬の注射器（当時そう思った）のような大きな筒に液を満たして静脈注射を打ってくれた。葡萄糖注射である。同じところによく打たれるのでいつの間にかそのあたりが黒ずんでしまったが、何となく元気が出る気がした。

戦後、その当時の軍医官に久しぶりに会い、想い出話の中でその注射の話が出た。私はそこで思いもかけない事実を聞かされた。

『坂井さん、あの注射は栄養剤として葡萄糖を打ったが、もう一種類入れていたんですよ。それはヒロポンでした。あなた方は葡萄糖で元気をつけ、ヒロポンで興奮して、また飛び立って行ったんですよ！』<sup>(80)</sup>

さらに海軍の衛生下士官であった神田恭一は、1943年末の横須賀海軍航空隊でのヒロポンの使用について、次のように証言している。

「夜の十一時ちかく、今晚の当直衛生兵である鈴木良雄衛生兵長と須田春一一等

---

(80) 坂井三郎『零戦の真実』講談社、1992年、234-235頁；吉田、前掲『日本軍兵士』117-118頁参照。

衛生兵がやってきた。

『当直下士官、これから飛行隊指揮所へ注射にいきます』

『指揮所へ注射に？何の注射にいくんだ』

長い出張の間には、いろいろと新しい任務や、作業も出ているらしい。さっそく勉強しておかなければならない。知らなかったとは言えないので、耳学問である。

『説明してくれ。おれはよく知らないんだ』

『はい、これは内科の仕事なんです。こんど新しく疲労回復の薬として、除倦覚醒剤が搭乗員用として航空隊にきました。疲労がボンと回復して、眠気もなくなり、目がよく見えるようになるというので、“ヒロポン”という名がついています。毎晩十一時に飛行隊指揮所について、待機中の夜間搭乗員たちに注射してきます。翌朝、その結果をデータ用紙に記入してもらおうと、内科にもちかえて集計しています』

なるほど、よい薬ができたものだ。搭乗員たちは疲れている。とくに夜間飛行などの場合は、想像以上の疲労があるらしい。このヒロポンがあれば、搭乗員たちは大いに救われるというものだ。しかし、なかなかよい薬が出たものだ。

搭乗員たちへのヒロポン注射は、すでに一週間近くつづけられていて、搭乗員たちの注射後の感想はきわめて好評である、ということだった<sup>(81)</sup>。

以上のように、夜間戦闘機などの搭乗員へのヒロポンの投与は、視力の増加や眼精疲労対策の意味もあったとされる。夜間軍用機の搭乗員への投与や視力の増加や眼精疲労対策という点では、ドイツ軍と共通している点は興味深い。

さて次に、福井刑務所監の犯罪者の懺悔文（福井刑務所にてK生記）を紹介しよう。

「私はお国の大事に滅私奉公、国体の安からんことを祈りつつ、海軍航空隊に入隊し、爾後、搭乗員として戦場に参加しました。出撃の前夜などは、隊員としても生身の人間です。故郷の父母を思い、兄弟や友を思って転々、眠られぬ夜を幾度かすごしました。そして酒を飲む習慣がくりかえされ、はては、飲んでもからだまで完全に酔わせることができず、翌朝は重いあたまのまま出撃することも往々にあり

(81) 神田恭一『横須賀海軍航空隊始末記—医務科員の見た海軍航空のメッカ—』光人社、1987年、64-65頁；吉田、前掲『日本軍兵士』119頁。

ました。

こんな時軍医に相談すると、軍医は笑いながら隊員に覚せい剤を注射してくれたものです。こうしてフラフラ状態を立て直して出撃する。そして数多くの同期生は白木の箱の人となって帰って来るのでした。また、夜間攻撃、薄暮攻撃又は黎明攻撃のための搭乗員の眠けをさますためにも覚せい剤の皮下注射が行われました<sup>(82)</sup>。

以上は、主に海軍のヒロポン使用についての証言であるが、陸軍も同様であった。1939年に薬劑将校に任官した宗像小一郎は、「また今問題の覚せい剤も陸軍の所産であり、ヒロポンを航空兵、又は第一線兵士の戦力増強剤として、チョコレートなどに加えていたことも事実」だとしている<sup>(83)</sup>。

上記からわかるように、ドイツと同様に日本でも主に航空兵に、特に夜間攻撃の際に、ヒロポンが使用されていた。夜でも目が見えるというのが共通の理由である。また日本軍では「夜間視力増強」のための菓子に、エフェドリンが使用されていた。これまでチョコレートなどの菓子に覚醒剤等の麻薬が盛り込まれていたという証言等はなされていたが、今回それを示す文書史料が「発見」できたことの研究上の意義は大きいと考える。

ただ独日における覚醒剤の使用における決定的な相違は、ドイツにおいてはペルビチンの使用が1941年6月に阿片法改定によって非合法化されたのに対して、日本においては非合法化されていなかった点である。日本においてヒロポンが非合法化されるのは、戦後の1951年6月の覚醒剤取締法（法律252号）の制定を待たねばならなかった<sup>(84)</sup>。

以上が、ペルビチン／ヒロポンとアジア太平洋戦争との関係についての概観である。

---

(82) 牛窪、前掲『魔薬読本』115-116頁。同じ内容の記述は、精神衛生文化協会編、前掲『ヒロポン』150頁にある。

(83) 吉田、前掲『日本軍兵士』123頁からの再引用。ヒロポン入りのチョコレートの製造法に関する証言については、西川伸一「戦後直後の覚せい剤蔓延から覚せい剤取締法制定に至る政策形成過程の実証研究」『明治大学社会科学研究所紀要』第57巻第1号、2018年、4頁を参照。

(84) 佐藤哲彦『覚醒剤の社会史—ドラッグ・ディスコース・統治技術—』東信堂、2006年、第7章、299頁以下及び西川、前掲「戦後直後の覚せい剤蔓延から覚せい剤取締法制定に至る政策形成過程の実証研究」12頁以下を参照。

## おわりに

日本で発見されたエフェドリンとメタンフェタミンがドイツのペルピチン開発の重要なきっかけとなった。そのペルピチンが日本に輸出され、日本軍で使用された可能性は否定できない。メタンフェタミン（ペルピチン／ヒロポン）は、独日において戦時中、兵士によって使用されていた。その用途は睡眠抑制、疲労快復、夜間視力増強など戦時における兵士の業績能力の向上が目的であった。ドイツでは他の麻薬と配合して使用された。その使用に際して強制収容所等で人体実験がなされていた。ただ、麻黄、エフェドリン、メタンフェタミンは、使用目的が主として兵士の業績能力の向上に限られ、阿片ほどの用途の多様性も広がりもなく、管見の限り独亜間では裁裁や外貨代りの手段としては使用されなかった。その意味で阿片のような世界商品ではなかった。

そもそもドイツは内モンゴルから麻黄を輸入していたが、ペルピチン登場後も依然として輸入していた。その際、ドイツは日本に貨車の斡旋を依頼したが、日本は輸出奨励のため尽力した。内モンゴルには当時多数のドイツ企業が進出し、ドイツ貿易聯盟を組織していた。逆にドイツは日中戦争前まで「合成エフェドリン」を日本に輸出していたが、大戦中にはその輸入は杜絶したため、エフェドリンの製造工場が内モンゴルに日本の製薬会社によって設立された。「第三国」へのエフェドリンの輸出も計画されていた。内モンゴルは独日にとって麻黄とエフェドリンの取引と生産の拠点であった。

ドイツにおいてペルピチンは1941年6月以降阿片法改定によって非合法化されたが、その背景には「健康ユートピア願望」たるナチ・イデオロギーがあった。戦争の遂行及び戦果の獲得を至高の目標とするドイツ国防軍にとって、ペルピチンは「軍事的に決定的に重要」な道具であった。それ故、ペルピチンの非合法化はドイツ国防軍によって骨抜きにされた。その際、コンティラナチ・イデオログとドイツ国防軍との間でペルピチン使用をめぐる激しい相克が生じた。しかし、戦時中における戦果の獲得とそのため兵士の業績能力向上の要請を前に、コンティラナチ・イデオログは敗退した。戦時下ではナチ・イデオロギーよりも戦果の獲得と業績能力の向上が何よりも優先された。その結果、軍隊を始めドイツ社会においてペルピチンが蔓延することになる。その意味で戦時下のナチス・ドイツは麻薬に病

## 論 説

む究極の業績社会であったといえよう。

一方、戦時の日本においてヒロポンは当時合法であり、規制の対象ではなかった。またヒロポン使用をめぐるドイツのような相克は見られなかった。ヒロポンが非合法化されるのは、1951年まで待たねばならなかった。その間、ヒロポンが戦後社会に広まっていくことになる。ヒロポンを始めとしたメタンフェタミンの戦後の独日における動向や対応の相違についての考察は、とても興味深いテーマを提供しているが、これらについては今後の課題としたい。

\* 本論は、JSPS科研費JP19K01502及びJP22K01374の助成を受けたものである。